

# 「再就職援助計画」 を作成して

# 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）を利用しませんか？

## 【再就職援助計画とは】

・事業規模の縮小等（事業の転換や廃止含む）によって、離職を余儀なくされる労働者が相当数発生する場合に、それらの労働者に対して行う再就職援助のための措置の計画を作成して、ハローワークに提出し、認定を受ける必要があります。

・離職者が1ヶ月に30人以上となる場合には、最初の離職者が生じる日の1ヶ月前までの作成が義務です。離職者が少ない場合でも、任意で作成することができます。

## 【早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）とは】

再就職援助計画を作成、認定を受けた事業主が、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、早期再就職のための支援を行い、再就職を実現させた場合に利用できる助成金です。

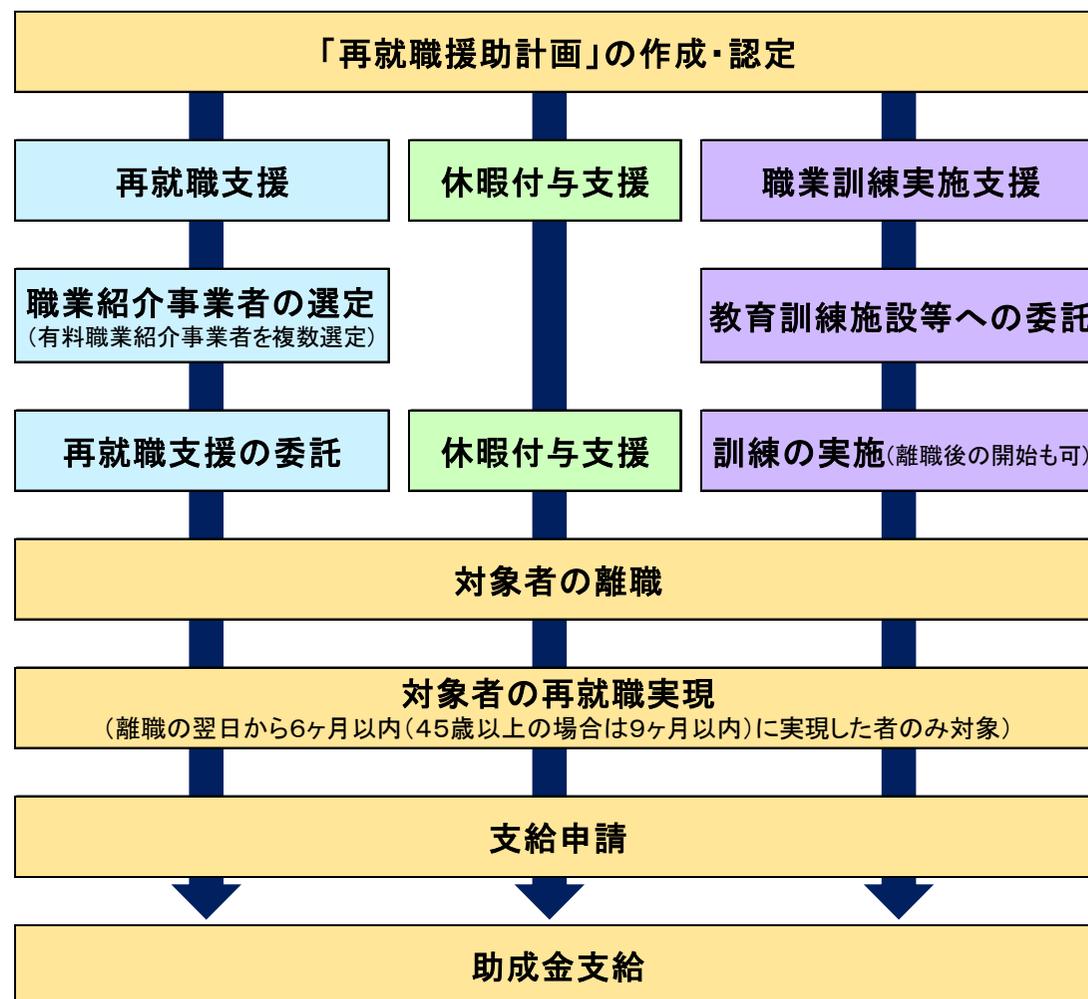
### 助成金対象となる支援措置

- ・再就職支援（職業紹介事業者に再就職支援を委託）
- ・休暇付与（年次有給休暇とは別に求職活動のための有給休暇を与える）
- ・職業訓練実施支援（再就職に資する訓練を教育訓練施設等に委託）

※この他にも支給要件があります。

詳細は、裏面の二次元コードから助成金ガイドブック等をダウンロードしてご確認ください。

## 【早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給の流れ】



再就職援助計画を作成する際のご注意

様式第1号(第7条の3関係) (令和6.4改正)

再就職援助計画

雇用保険適用事業所番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | - | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | - | 1

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

令和6年10月10日

住所 山口県山口市の中河原町〇-〇

事業主 職業安定株式会社

氏名 代表取締役 雇用 花子

事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

山口 公共職業安定所長 殿

1	申請	再就職援助計画に早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)の対象となる再就職援助のための措置のうち、行う援助内容を記載し、助成金受給希望の欄にチェックをしてください(記載漏れやチェック漏れがあると助成金の申請ができません)。	常時雇用する労働者数 50人
2	再就業	再就職援助担当者 総務部長 氏名 厚労 太郎	事業の種類 ○○製造業
3	再作	増加に伴う運転資金負担の増大がないことから、事業を廃止す	常時雇用する労働者数 50人
4	計画対象労働者等	(1) 計画対象労働者( )人 (2) 計画期間 令和6年10月1日 ~ 令和6年12月31日	50 (2) 人
5	再就職援助のための措置	・再就職支援会社による再就職のあっせん ・求職活動のための休暇付与 <input checked="" type="checkbox"/> 早期再就職支援等助成金受給を希望	
6	労働組合等の意見	本再就職援助計画に同意します。 労働者代表者氏名 労働 次郎	

【早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給額

※対象労働者1人当たり

		中小企業事業主	中小企業事業主以外
再就職支援	通常	(委託総額－訓練実施にかかる費用－グループワーク加算の額)×1/2 *対象者が45歳以上の場合 2/3	(委託総額－訓練実施にかかる費用－グループワーク加算の額)×1/4 *対象者が45歳以上の場合 1/3
	特例区分	(委託総額－訓練実施にかかる費用－グループワーク加算の額)×2/3 *対象者が45歳以上の場合 4/5	(委託総額－訓練実施にかかる費用－グループワーク加算の額)×1/3 *対象者が45歳以上の場合 2/5
・委託総額は、60万円を上限とする。 ・特例区分は、支給対象者の再就職先での雇用形態が期間の定めなし(パートタイム労働者除く)、かつ、再就職先の賃金が離職時賃金の8割以上であることや、この場合に職業紹介事業者への委託料を5%以上多く支払うことなどの要件を満たす場合。 ・再就職支援のうち、委託先の職業紹介事業者に訓練やグループワークを行わせた場合には加算あり(企業規模や訓練時間数に応じた上限あり)。			
休暇付与支援	休暇付与支援	休暇付与1日当たり8,000円 (上限180日分)	休暇付与1日当たり5,000円 (上限180日分)
	再就職加算	1人当たり10万円 (離職の翌日から1ヶ月を経過する日までに再就職を実現させた場合に限り)	
職業訓練実施支援	経費助成	訓練実施の委託費用の3/4 (訓練時間により15～50万円の上限あり)	訓練実施の委託費用の3/4 (訓練時間により10～30万円の上限あり)
	賃金助成	1時間当たり960円	1時間当たり480円

再就職援助計画を作成されると、対象労働者の方を早期に雇い入れた事業所が早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)を利用でき、対象労働者の方の再就職に有利になることがあります。再就職援助計画の作成が任意の場合であっても、対象労働者の方の再就職支援のため、ぜひ作成されるようお願いいたします。



再就職援助計画についてはこちら



早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)についてはこちら



山口労働局助成金センター TEL:083-902-1564

# 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

## 求職活動のための休暇を与えることで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

**労推法※第6条2項の規定により、事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務になります。**

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

## 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の  
二次元コードから  
ガイドブックを  
ご確認ください。



このうち、(2)休暇付与支援 について、本リーフレットで紹介します。

## 助成額(対象労働者1人あたり)

### 休暇付与支援(上限180日分)

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
休暇付与支援	休暇付与1日あたり <b>8,000円</b>	休暇付与1日あたり <b>5,000円</b>
早期再就職加算※	1人につき <b>10万円</b> ※支給対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、支給対象者の再就職を実現させた場合、対象者1人につき10万円を上乗せします。	

## 助成金の活用イメージ

### 月給25万円の労働者の例(中小企業の場合)

年次有給休暇とは別の求職活動を行うための休暇を10日付与し、離職日の翌日から1か月以内に再就職が実現した場合

労働者1人あたり…

助成金支給額: 18万円

休暇付与 8,000円×10日	早期再就職加算 10万円	<b>実質負担額: 7万円</b>
--------------------	-----------------	-------------------

従業員にとって、求職活動のための時間が確保できるとともに、事業主にとっても給与負担額が減る可能性があります

※助成を受けるためには、離職日の翌日から6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

## 助成金受給までのステップ

### ステップ 1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

### ステップ 2 再就職支援（求職活動のための休暇付与）の措置

- 年次有給休暇とは別に、求職活動等を行うことに活用できる1日以上の有給休暇を付与してください。

 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

### ステップ 3 離職者の再就職実現

- 離職後6か月以内（45歳以上の場合は9か月以内）に再就職が実現する必要があります。

### ステップ 4 助成金の支給申請・受給

- 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。

---

詳細については、厚生労働省ウェブサイトをご確認いただくか、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



再就職援助計画についてはこちら



助成金の申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください  
※利用するためにはGビズIDの取得が必要です

# 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

## 職業紹介事業者に再就職支援を委託することで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、**事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務**になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

## 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の  
二次元コードから  
ガイドブックを  
ご確認ください。



このうち、(1)再就職支援について、本リーフレットで紹介します。

## 助成額(対象労働者1人あたり)

### 再就職支援

再就職支援の支給額は次の①～③の合計額です。

※なお、合計額については、委託総額または60万円(中小企業事業主であって、②の訓練加算の実施時間数が200時間以上の場合は、80万円)のいずれか低い方を上限額とします。

### ①再就職支援

(委託総額 - 訓練実施にかかる委託費用※ - グループワーク加算額※) × 以下の割合の額

※実施する場合

通常		特例区分(詳しくは、ガイドブックp.8～9参照)	
中小企業事業主	中小企業事業主以外	中小企業事業主	中小企業事業主以外
1/2	1/4	2/3	1/3
45歳以上の場合2/3	45歳以上の場合1/3	45歳以上の場合4/5	45歳以上の場合2/5

### ②訓練加算

実施時間にかかる委託費用の2/3(次の表のとおり、実施時間数に応じた上限あり)

実施時間	中小企業事業主	中小企業事業主以外
10時間以上100時間未満	15万円	10万円
100時間以上200時間未満	30万円	20万円
200時間以上	50万円	30万円

### ③グループワーク加算 企業規模を問わず、3回以上実施で1万円

## 助成金受給までのステップ

### ステップ 1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

### ステップ 2 再就職支援の措置

- 事業主の費用負担により複数の有料職業紹介事業者と委託契約を締結し、再就職支援を実施してください。

 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

### ステップ 3 離職者の再就職実現

- 離職後6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

### ステップ 4 助成金の支給申請・受給

- 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。

---

詳細については、厚生労働省ウェブサイトをご確認いただくか、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



再就職援助計画についてはこちら



助成金の申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください  
※利用するためにはGビズIDの取得が必要です

# 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

## 再就職支援のための職業訓練を行うことで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、**事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務**になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

## 早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の  
二次元コードから  
ガイドブックを  
ご確認ください。



このうち、(3)職業訓練実施支援 について、本リーフレットで紹介します。

## 助成額(対象労働者1人あたり)

### 職業訓練実施支援

職業訓練実施支援の支給額は①経費助成と②賃金助成の合計額です。①経費助成については、実施時間にかかる委託費用の3/4を助成します(次の表のとおり、実施時間数に応じた上限あり)。

① 経費助成(限度額)		② 賃金助成
実施時間	中小企業事業主	中小企業事業主以外
10時間以上100時間未満	15万円	10万円
100時間以上200時間未満	30万円	20万円
200時間以上	50万円	30万円

960円(480円)/時間  
( )は中小企業事業主以外の場合

## 助成金受給までのステップ

ステップ1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

ステップ2 再就職支援(職業訓練)の措置

- 事業主の費用負担により教育訓練施設等との間で委託契約を締結し、再就職先での職務に必要なとなる訓練を実施してください。

⚠ 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

ステップ3 離職者の再就職実現

- 離職後6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

ステップ4 助成金の支給申請・受給

- 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。